

第二十三回 参議院 商工委員会 會議録 第三号

昭和三十年十二月十三日(火曜日)午後一時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 三輪 貞治君
理事 古池 信三君
高橋 衛君
上條 愛一君
河野 謙三君

委員

白川 一雄君
中川 以良君
西田 隆男君
深水 六郎君
阿具根 登君
海野 三朗君
上林 忠次君
首藤 新八君

衆議院議員
國務大臣 石橋 湛山君
通商産業大臣 川野 芳満君
政務次官 松尾 金藏君
通商産業省 鈺山局長
事務局側 山本友太郎君
説明員 通商産業省 吉岡千代三君
輕工業局長 川田 博通君
建設省河川 国宗 正義君
局水政課長

第九部

商工委員会會議録第三号

昭和三十年十二月十三日【参議院】

本日の會議に付した案件
○鈺業法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○砂利採取法案(衆議院提出)(第二十
二回国会継続)

○委員長(三輪貞治君) ただいまから
本日の委員会を開会いたします。
まず大臣より発言を求められており
ますから、これを許可いたします。

○國務大臣(石橋湛山君) 私は第三次
鳩山内閣で続けて通産大臣を務めるこ
とになりました。当委員会は非常に今
まで御協力を願ひまして、おかげさ
まで通産省に関する法案はいつも大部分
御協賛を願ひて参りました。今度は委
員長もおかわりになりましたから、ど
うか相変らず今までの通り一つ御懇情
を賜わるように切にお願い申し上げます。
て、ちょっとごあいさつ申し上げ
ます。

○委員長(三輪貞治君) 鈺業法の一部
を改正する法律案を議題といたしま
す。きのうに引き続き質疑を行いま
す。質疑のある方は御発言を願いま
す。特に通産大臣は予算委員会に御出
席の都合で三十分程度しか時間がない
ようでごさいますから、大臣に對す
る質問を先にお願ひしたいと存じ
ます。

○海野三朗君 私は大臣にお伺ひした
いのでありますが、この鈺業法の一部改
正法律案について、たとえば今日まで
銅とか金とかを掘っておる鈺山で、そ
の鈺石の中にウラン、トリウムが多量
に含まれておるといふ場合が出てきた
ときには、どういふふうなこれを措置
なさるつもりでありますか。このウラ
ンの方が非常に必要だといふような際
には、その共存しておる鈺石、その採
掘権、そういうふうなものはどういふ
ふうになりますか。

○國務大臣(石橋湛山君) それは出願
がありまして場合には追加して認める
ことになると思ひます。

○海野三朗君 鈺山師の方は、つまり
銅とか金とかの方をやった方がいいの
であつて、ウランをやった方は採算が
合わないといふような場合は、国家と
してこのウラン鈺を捨ておくわけには
いかない。そういう問題が必ず起つて
くると私は思ふのでありますが、そう
いう際には、その金なり銅なりをやめ
る、ウランの方が重要であるからとい
うような問題が起つてきませんとい
うか。そういう場合はどういふふうにお
やりになるお考えですか。

○國務大臣(石橋湛山君) それはウラ
ン鈺の買上げ値段等によつて、必要な
場合には調整ができると考えているわ
けであります。

かどうか、その辺を私伺ひたい。
○國務大臣(石橋湛山君) それは将来
の問題でございまして、ただいまの
ところでは、この法案によつては強制
的にウランを掘らせるとかいうような
ことはまだできておりません。

○海野三朗君 そういたしますと、そ
ういふ個々の場合については、なおこ
れからいろいろ規則をお作りになるお
考えでありますか。ここでばく然と鈺
業法の一部を改正する法律案を出し
になつただけで、細目の規定は今後お
出しになるお考えがあるのでございま
すか。

○國務大臣(石橋湛山君) これを実施
してみました成績によりましてなお考
えなければならぬと思ひます。

○海野三朗君 わかりました。今日ま
ではこのウラン、トリウムの研究が国内
においてはあまり行われていなかった
のであります。このカウンタを調べる
方向へ測定者は、ぜひ各所において
放射能物質が存在していることがちよ
いちよい新聞なんぞで報告されてお
ります。また食べる果物のカリなんかで
もあの波が抜けるのは、この放射能の
働きが非常に影響するといふようなこ
とをいわれておるのであります。そ
うしますとそういうつまり放射能物質
が各所に存在しておる際に、それに対
しての保健衛生とでも申しますか、そ
ういふ方面の取締りは、これはこの鈺
業法とは別に、また方面が別になつて
参りますか。

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと
認めます。これより討論に入ります。
御意見のおありの方は賛否を明らかに
してお述べを願ひます。

○海野三朗君 私はこの鈺業法の一部
を改正する法律案は完全なるものとは
思つておりませんが、この原子時代に
処しましては、とにかくこの法律案を
出しておかぬといふ支障をきた
すことが考えられますので、細目に
わたつての意見は多々ございすけれ
ども、現段階においては、とにかくこ
の鈺業法の一部を改正する法律案、こ
れを通過せしめなければならぬ、こ
ういふふうと思ひますので、この
細目にわたつてはまた他日いろいろ政
令なり、法案の修正なり、起つてくる
ことも予想されるのであります。それ
も、現段階におきましては、まずとり
あえずこれは必要なるものと認めて、
わが社会党はこの法律案の通過に賛成
の意を表します。

○委員長(三輪貞治君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。鉱業法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(三輪貞治君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容及び議長に提出する報告書の作成、その他自後の手続等は、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方の御署名をお願いします。

多数意見者署名

古池 信三	上條 愛一
河野 謙三	深水 六郎
中川 以良	西田 隆男
白川 一雄	阿貝根 登
海野 三朗	上林 忠次

○委員長(三輪貞治君) 次に、砂利採取法案を議題といたします。昨日に引き続き質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。なお本日は議長者代表として衆議院議員首藤新八君、なお政府側から通産省軽工業局建材課

長川田博道君、建設省河川局水政課長国宗正義君が出席をされております。並びに軽工業局長も出席されております。

○衆議院議員(首藤新八君) 昨日の本委員会におきまして阿貝根委員から本条第一條に経営という字句が使つてあります点について、他の法令にさような列があるかどうか一応調査していただきたいというお尋ねがありました。

この点からまず御回答申し上げたいと思います。他の法令を調査いたしました結果、ただいままでにはつきりいたしておりますのは、輸出水産物の振興法、二十九年法律第五十四号、その振興法の第一條に「経営の安定を図り」という表現を使つております。もう一つは、二十六年の法律第三百十号の養蚕価格安定法、この法律におきましても第一條に「養蚕業の経営の安定を図るため」、こういう字を使つてあるのではありませんか、健全な発達と健全な経営と大体この結果は同じでありますし、目的もまた同じでありますから、この表現がまずいということでありますならば、健全な発達というふうに変えてもこれは私の方では異議はないのでありますから、あらかじめこの点も御了承を願いたいと存じます。

さらに、河野委員から零細企業者の指導育成といふますか、この法律を施行するに際してはかえつて大企業の育成となつて小企業は圧迫されるのではないかとのお尋ねがあり、それに対してどういふ具体案を持てているかという御意見でありました。でこの問題に對しましては第十一條の運用が問題だと存するのであります、それがた

く単に許可を得て他人にこれを譲渡いたし、あるいは他人に事業を実施させて利益を得る目的の者には、今後一切許可しない。また与えております許可があまりましたならば、これを今後は取り消して参りたいということが一つ。また許可をしようといふときは、許可を消す旨の条件を当初において付しておきたい。同時にまた第三点といつたしまして採取の許可の期間及び面積は、河川管理上支障がある場合を除き、その事業計画を考慮いたしてきめましますと、この場合においても不当に広範の面積について許可し独占化を助長しないような方針で処理いたしたい。期間につきましては手廻り採取業者は六カ月、機械採取業者は一年を標準といたしてありますが、これは昨日申し上げました通り、なお継続の必要ありといふふうな情勢にありまして、場合によっては、期間を更新いたしまして、引き続き許可をいたしていく、こういう方針であります。

もう一つは、砂利採取に伴う砂利の運搬、砂利置場等の施設の設置のため、河川敷地等を使用する必要があるときは、砂利採取業者の申請によりまして、これらの使用の許可をする等、砂利採取業の実施に適するような配慮をいたし、そうして保全及び必要な原状回復につきましても万全の措置を講ぜしむるような措置を推進いたした

い。また、原則として他の砂利採取業者が許可を得ている区域には重複して許可は絶対にしない。許可を受けて砂利採取業を実施するに當つては、採取現場に許可区域を明確ならしめるような標示を行はせること、小規模業者の集中する区域には、砂利採取業者の協同化を奨励いたし、その運営を指導するとともに、砂利の品質向上に必要な設備資金のあつせん、補助金の交付等その育成措置を講じまして、その実施に當りましては、関係通商産業局長との連絡を緊密にいたすことにいたしました。さらに、農家等の季節的な砂利採取または経営規模の零細な業者の経営を不当に圧迫しないよう、許可に當りましては十分な考慮をする。特に入会権類似の砂利採取の慣習ある地方においては、その慣習を尊重いたし、必要ある場合は村落あるいは部落単位の一地域を砂利採取のために留保せしめる等の有効な措置を講じていきたい。これらを地方府県の方に徹底的に通達いたしましてこれらの条件を基本といたして措置をいたし、そうしてまた昨日申しました通り、協同組合をすみやかに結成せしめまして、そうしてその組合対象にさらに資金の援助あるいは補助金の交付といふような幾つかのケースを通じて零細企業者の育成強化を進めて参りたいといふふうな考え方を持っておりますので、何とぞ御了承をいただきたいとかように存じておるのであります。

○阿貝根登君 私さきのうの質問にお答え願ひましたが、これだけあるたくさんの方々の法律の中から二つだけ経営といふのがあつたことを今引き出して

らっておりますが、両方見てみましても、片一方は価格安定法です。価格を安定するのである。それだったら当然な言葉になつてくるわけですね。片一方の輸出水産物振興法は、これは輸出の振興をするためにいろいろな合理化及び日本の水産物の発展のことをこれは十分前にうたつてやつておられることな

んです。この砂利採取法案を比較した場合に、そういうものではないのです。砂利採取法案はただ事業の健全な経営を確保するというに止つてあるし、十一條に至つては経営の立場を考慮すべきこと、考慮せよ、こういうふうな法律案は私は見たことはないというわけなんです。どの法律案に、経営の立場を考慮して行へというふうな言葉があるでしょうか。こういう法案になつてくるから、一方的に一部の人の利益を擁護するのだというこ

り、こういうことがあるからというの
が私は目的の一つに入っていると思う
のですが、河川法でそういうことはで
きないのか、できないならばどうす
ればいいのか。こういう砂利法案とい
う法案にくっつけて河川の問題はやら
なければいけないように河川法はでき
ないのか、その点河川局の立場として
はつきり御答弁願いたいと思います。

○説明員(國宗正義君) 砂利採取の許可をいたしますには、河川法十九条の規定に基づきまして、都道府県が持つております河川の管理規則、あるいは取

締規則、場合によつては河川生産物採取規則等と称しておりますが、要するにこういう府県の規則でもって許可をいたすわけでございます。その際に今の御質問の現状変更にかかることが多いのでございますから、河川管理上の判断をいたしまして、もっぱら基準の標準といたすわけでございます。そこでさようなことにおいてこの法律の第一条の目的にうたつておりますように、砂利の採取の事業の健全な経営の基礎を確立するとか、あるいは御説明にございましたような砂利の品質の向上をはかるとか、さような考慮等は一切いたさないで、もっぱら河川の管理上から支障ない場合には許可をいたす、かようにいたしておるわけであります。

○阿鼻根登君 いや私が質問いたして
おりますのは、この問題はあとで触れ
ますが、河川法の今の法律で、あるい
は条例でやっておるのでは取締ること
ができないのか、こういうことを聞いて
いるわけなんです。またできないなら
ば、どういうところが悪いのか。河
川法にそういう悪いところがあったた

らばそれは河川の保全を期するためには、河川法こそ私は改正すべきではなからうか、こういう別個な法案とくつつけてこれをやらねばできない理由がどこにあるか。河川局としてこういうのがなければ砂利採取ということではできないのかどうか、それを聞いておるわけなんです。

○説明員(国崇正義君) 砂利採取法を待たなくとも、河川管理上河川法で、先ほど申しました条文規則によつて、砂利採取の許可はできるわけでございます。

○阿具根登君　それからこれは河川の管理上、その他公益の保持の上に支障のない限り、砂利採取業の経営の立場を考慮すべきことというようなことが入っております、いかにもこの条文を見てみれば公益の保持上に支障のない場合でも、砂利は故意にやらないと、こういうふうな感覚を受けるわけでありますが、故意に砂利業者に對してそういう態度をとられることがあるかどうか。それからもう一つ、こういうことをきめられると、だれがその、支障のない限りという限界線を認めるのか。そうしませんでした、一方では経営者の立場も考慮して砂をうんとやれというところは法律案だと私は思う。だれがその、限界を見るのか。その点については、これは提案者の方からでもけっこうと思えますが……。

○衆議院議員(高藤新八君) この場合は河川法の行政の担当者であります附県の方でその河川の状態を見て、許可するか許可しないかを決定するのであります。もう一つは、公益のなかに支障のない限りにおいて許可する、許可せぬ場合があるか、こういうことであ

りますが、砂利の採取法案を提案いたしました趣旨は、昨日来るの申し述べております通りに、許可しない事例は未だかつてないのであります。しかし許可いたしまする場合に、同じところにも重複して許可したしたり、あるいはまたごく小範圍の許可をいたして、すぐまた隣を許可するというようなことで、経営者が事実上探算の余地のないようなことも今日までしばしばありましたが、もう少しこれを合理化いたしました、さような費を省くという方法をもって、この砂利価格の低下を招来いたしたいというのが砂利法案の設定の目的でありますので、その点も一つ御了承願いたいと思います。

○阿鼻横登君　そうしますと、この法文を考えていけば、河川は第二義的になっている。砂利採取業者を第一に考へておる。たとえば河川局の方からはこれ以上の砂を取ってもらっては困る、もうちょつと悪い砂がこちら側にあるとあるからこれを取ってくれと言つた場合でも、砂利のいいのを業者はほしがる。そういうごみの入っている砂利は要らない。こういうようになつてくると思う。それでなかつたならばこういうことをやる必要はない。河川を第一に考へておられるならば、河川課は、おそらく取つては困る砂を取ってくれ、取ってもらわなければ困る砂を置いてくれというような河川課

はおそらくおらないと思う。そうすれば、今やっておるのが河川課のほんとうの仕事であつて、それをやらねば砂利採取業者は仕事ができないから、そういうことをやれないようにするのがこの法律の仕事じゃないかと思ひます。が、そうじゃないですか。そうじゃな

かつたら何のためにそういうことをうたわれるか。

○衆議院議員(宮藤新八君) 業者の立場から見ても非常に高いものは取るが、採算的にもおもしろくないものは放っておくかもしれないとお尋ねであります。要するによいものは払い下げ価格がおのずから高いし、悪いものは払い下げ価格が低い。よって業者といたしましては、採算に合いまする限りにおいては両方とも当然、営業でありますから採取するであらうということをお尋ねのような弊害はないのであります。河川法はあくまでも河川の管理を目的とした法案であります、その目的に支障のない限りこれを払い下げていくということであり、その払い下げの対象の砂利が、幾たびも申し上げました通りに、好ましくないような状態が今日までたくさん事例が残されておりますから、しかも最近必要量が、年七千万トンという膨大な数量に達し、金額にいたしましても四百億というような価格に達して、むしろ重要産業と申し上げてもよい程度まで進んでおるのであります。しかも将来耐久建築がいよいよ増加していきます今日の傾向から考えますと、砂利の需要は一そう増加いたしますから、従つてこの際立法いたしまして、きよな弊害を除去いたして

おくことが、国家のために必要ではな
いかという考え方に立つておるのであ
ります。

○阿具根登君 砂利採取あるいは建設
に使う砂利の問題についてはわかりま
すけれども、問題は河川の問題で、そ
れでは今までの河川法でこれは防ぐこ

とができないか。河川局に質問すればそれはできますということを言われておる。今まで幾つかの事例はあったかかもしれないけれども、しかし河川法でそれはできると言うことを言っておるわけなんです。そうすれば、砂利採取法で河川法のところまで食い込んでいくことは何もないのではないか。この河川法をたてにとつてあるいは業者をいじめるために、当然取らねばならない砂でもやらないというならいざしらず、そういうことは絶対ないと言つておる。それにどうしてこういうことを

しなければいけないかということですが、
○衆議院議員(首藤新八君) 繰り返して申しますが、河川法の建前からいけば、御説の通り今日まで公益に支障のない限りは払い下げしておりますから、その点は何ら問題はないのであります。ただ、払い下げに際しまして、立法措置が河川法にはないのであります。しかも河川法の目的が違いますから、特にこの際は砂利ということを対象として単独立法を作つて、そうしてこの砂利の採取が円滑に推進いたされ、そうしてまた砂利そのものの価格が、品質の向上とともに価格も低下するといふ方向に持っていくことがいいのではないかという考え方に立つておるわけであります。

○阿具根登君 砂利についての法律はないけれども、河川についての法律は

あるわけなんです。そうして河川の管理者がいるわけです。その河川管理者の言うことを河川管理者にまかしておいたのでは、こういう弊害が起るから、こういう法律を作るのだという、これ、趣旨なんです。これを取つてしまえば、公共の福祉に寄与するというものの、一

部が消えてしまう。そうすれば業者だけのものになってしまう。ところが河川局ではそういう必要はない。管理上これは困るという事は断られるでしょう。それはどんな法律ができて、まず河川をこわしてもいいという人はおらないでしょう。また砂利業者もそれを取るとは言わない。今現に河川法であつて、管理者がおつてそれは管理しておるわけだ。そうしたならばそれによって河川の砂を取る事が非常に困るというのはどこにあるか。それは河川を第二義的に考へて、砂利を第一義的に考へておるからそうなるのであると私は言ふわけなんです。そうでなかつたならば何もそうなるわけがない。適に河川の管理者が採取業者に對して、そういうことを当然取らねばできない砂も取つていけないというふうな事例があれば、私はまたそういうことも言われるでしょうけれども、そういう事例がないとするならば、こういう法律を作る必要はないということになりはしないか、こういうことを言つてゐるわけだ。

○衆議院議員(首藤新八君) これは見解の相違といふ事か、意見の相違でありますからどうかと思ひます。が、私は現在の河川法では砂利の公正な採取というものがいろいろの面において困難ではないか。相当の支障があるから、これはどの重要産業になつた以上は、やはり砂利産業そのものの健全な発達をせしめるためには、単独の立法をいたして、しかも河川関係だけではなく、その他の場所も砂利は相當あるのでありまして、それら一連の場所にわたつて完全な採取をせしめたいというためには、この程度の立法

は必要ではないかという事は見解に立つておる次第であります。
○阿具根登君 見解の相違と言われることになれば、私はまず河川を守るべきである。そのために河川法もできておるし、それがまずかつたならば、河川法においてやるべきである。私はこの問題が第二義的に考へて、ただ砂を取るのだ、こういうことを第一義的に考へられておるからその点の見解の相違はあると思ひます。

これはまたあとに譲つていきますが、第五條の採取管理者を業者が選任する。また管理者がおらなかつた場合には業者がそれに當る。かりに管理者を選任しても、その管理者は業者の意向を含んだ人です。そういう人が管理者におつて何になりますか。

○衆議院議員(首藤新八君) 管理者を業者から出しておるということ、果して完全に目的を達するかどうかという点に御疑問を持っておられるようであります。一応ごもつともな御意見であります。私たちがこの点はもう少し

しはつきりした効果的な方法をとるべきではないかというふうにも考へましたが、とりあえず業者の社員をして責任者をこしらへさせて、そして区域の嚴守、あるいはいはいしくも河川法に違反するような行為のないよう責任を持つて取り締らせる。そして一応時期が来ましたならば、あらためて組織的な訓練をいたし、そして將來万全の措置を講ずるような方向に持つていきたい、かように考へておるのであります。いわば業者の社員を今直ちにそのまま管理者にするということは暫定措置である。將來一そうこれを強

化するといふふうには御了解をお願い申し上げます。かように存じます。
○阿具根登君 これは欽山保安法の欽山管理者にもそういうことがあつて今問題になつておるのですが、それ以上のものだと思つておるのです。業者が管理者になつて何ができますか。業者は砂を取るのが商売なんです。しかも河川法で定められておる河川法の管理者が言つてもこの法律を作るのにいやだといふようなことである。業者の管理者を出してその業者が何をしますか。業者が自分の利益のためにやることは当然のことなんです。私はこういう管理者があつても何にもならないと思つておる。管理者とするならばこれはやはり別個な立場の人が、その利益によつて生活をしておらない人が管理をするならわかります。しかし管理者自身がその事業主である場合に、こんな法律をきめてもこれは何にもなりませんよ。そう思つておるが、私は、

○衆議院議員(首藤新八君) できまするならば、お説のような措置を講ずることがいいことはこれはもう議論の余地はありません。ただし、かような措置を講じますと、業者はおおむね皆細企業者あるいは中小企業者であります。で別個にかようなものを置きますことは、当然コストに相當の影響をもちましてくるおそれがありまして、立法の精神である価格の低下といふことがこういう面でも若干なり妨げられる憂いもあるわけでありまして、

よつて効果がしからばお説のように全然ないかと申しますと、行政庁がとるときは現場を視察する。その場合に管理者がもしそういう違反なことを取り締つていなかったといふようなとき

には、当然その次の許可に對してもその業者に對しましては不許可であるとか、あるいは適當なる行政措置が講じられることになつておりますので、少くとも從來よりもやはり責任を持つものがあつた方が効果的だといふことだけは間違いないのでありまして、ただ御希望のような十分な効果を今直ちに上げるかどうかという点に御疑念があるようではあります。しかしこの点はできるだけこの管理者を奮勵いたしまして、御期待に沿うような方向に持つていくように措置いたしたい、かように考へておるのであります。

○阿具根登君 御説明を聞けばわかるけれども、ここで私たちが審議しておるような問題ではないんです。みんな生活にこれは直結しておる問題であつて、極端な言葉で言つたら二足のわらじをはかせるようなものです。私は適にならぬと思つて、利益を追求しておる人に監督権を与える。何がよくありませんか。これは昔でいう二足のわらじと同じです。決して私はよくならないと思つておる。その点においては私は全く反對であります。これもまあ相違と言われれば相違と言われてよろしゅうござい

ますが、これも保留しておきます。まだ私は質問を續けます、この問題につきましては……
十一條で砂利採取事業の經營の立場を考慮すべきこと、とはどういふことですか。
○衆議院議員(首藤新八君) これも昨日来しばしば御意見がありました。が、要するに重複の許可をいたしたり、あるいはまた非常な猛烈な運動によつて、きわめて小さい範圍の許可をいたしたり、あるいはまたごく近くの許可

をいたしたりといふような從來おもしろくない事例がたくさんありまして、せっかく採掘いたしました結果的に出血經營になつてくるというふうなことがありますので、これらの弊害を除去いたしまして、そしてその經營がこれならば成り立つてあろうという点を考へて、そして適當な許可をいたしていく。いわんや重複の許可のごときは今後断じて取り締つていくといふことで、業者の經營がこれならば十二分に成り立つてあろうという点を考慮するといふことであります。

○阿具根登君 まことに親切丁寧な法案であると思つて私は感激いたします。すね。ところが業者がこういう申請をする場合に、赤字でやつていけないような申請をする者があつたか。業者はちゃんとそろばんはひいておりまして、そしてこの砂をどのくらい取つたらどのくらいの利潤があるといふことは……、そういうことができない人は業者の資格がないのです。やめてもらつてつこうだ。それだけの資格のある人はたくさんおられるはずだ。それを法律できめて、そして業者がもうかるようにしてやらねばできないという法案は、私はほんとうに残念ながら見たことございません。その点についてはどうお考へになりますか。

○衆議院議員(首藤新八君) 砂利採取業者のほとんどは中小業者、あるいは零細企業者でありまして、零細企業者あるいは中小企業者の一般的な一番大きな弱點は、無謀の競争をすることでありまして、そして結果的には倒産者が相次いで出るというものが、ひとり砂利採取のみならず一般産業の共通の弊は弱點であります。従つて砂利採取もその

例に漏れず、採算が当初はとれると考
えてやったにもかかわらずその後にお
いて重複な許可があったり、あるいは
当然その次の区域が許可されるものな
りとの確信のもとにやっておった者
が、知らぬ間に他人に許可されるとい
うようなことで、かえって結果的には
出血な結果になりますから、それらを
なるべく除去いたして、零細業者ある
いは中小業者が健全に経営できます
ような一つの指導精神をもって採掘さ
せるといことが適当ではないかとい
うふうな案は考え方であります。

○阿具根登君 どうも逆説を聞いてお
るような気がいたすのですが、業者が
これをやる場合に、許可する人が考え
てお前のところは近いからお前に許可
する、お前のところはいいから許可す
る、これは逆説だと思ふのですがね。
こういう場合にも中小企業をお助けに
なる、競争させれば片一方がつぶれる
からというならば、それこそ協同組織
か何か作らせるのが第一のことであつ
て、そういうことを許可する人が考慮
してやるということとは、それこそ暗躍
の余地を非常に広めて、弱者を食いつ
ぶす結果になる以外の何ものでもない
と私はこう思います。

○衆議院議員(首藤新八君) 常識的に
はその通りであります。そうなければ
ならぬと思います。けれども実際問題
に徴しますと、地方におきましては
県会議員あるいは職員に対して猛烈な
運動をやる。知事にも運動する、副知
事にも運動する。知事なり県会議員は
四五年ごとに選挙があります。やはり
そういう業者の要望にもこたえたいと
いうことで、それらの人の満足を買い
たいという考え方から、結果的にはお

もしろくないところの許可が今日まで
しばしば行われまして、問題を起した
事例もたくさんあるものであります。
従つてかようなことでは、中小業者の
発展ということが期待できない。ある
いはまたそれによつて砂利の価格の低
下ということもまた期待できないとい
うことになっておりますから、この際
そういう弊害を一掃いたしたいとい
う考え方であります。

○阿具根登君 私はこういう法律がで
きればそういう弊害が起るのじやな
いか、いわゆる持っている方々がこうい
う許可を受けられる第一の候補者にな
るわけであります。きのうも論議され
ましたように、銀行の対象になる、銀
行から金も出してもらえる。そういう
人たちが今言われたような県会議員と
か、あるいは国会議員の名前は出て
おりませんからそういうことはないで
しようけれども、知事もそういうこと
をやるとおっしゃるならばいけるかもし
れません。そうすると、こういうのが
あるからこそ、そういうのがかえつて
できてくる必配があるのじやないで
すか。

○衆議院議員(首藤新八君) 昨日来申
し上げております通り、これほどの重
要産業になつておりますにもかかわら
ず、何らの立法措置が講ぜられていな
いのであります。全く放任されており
ますから、従つてさような許可の申請
があつた場合に、担当官の自由意思に
よつてどういう許可でもできたのであ
ります。そこに弊害があつたのであり
ますから、一応この立法によりまして
一つの基準をこしらえてその基準に
従つて許可をさせるという方向をと
ることがいい、こういう考え方であ

ります。
○阿具根登君 どこにどういうような
基準がこれできまつていて、どうし
か。ちつともそういう基準はないと私
はこの法律では思ひます。

○衆議院議員(首藤新八君) これは別
個に、昨日も申し上げましたが、通産
省、建設省あるいは地方庁の三者の間
で一つの基準案を作りまして、それで
この許可の標準にいたしたいというこ
とで、先ほど第十一條の措置につきま
していろいろ申し上げましたが、これ
らの内容も一つの許可の標準にいたし
たい、かように考えているのであり
ます。

○河野謙三君 建設省の御出席の課長
さんは、この法案に關する限りは建設
省の代表として御答弁願えますか。

○説明員(国宗正義君) 砂利採取法に
つきましては、省内の意見をまとめま
して指示に従つて答弁いたしてあり
ます。

○河野謙三君 この法案は御承知のよ
うに議員提案ですけれども、もちろん
この法案の可否につきましては、通産
建設両省合議されたものでしょう。

○説明員(国宗正義君) 合議されてお
ります。

○河野謙三君 合議された結果、あな
たの方では必要と認めて同意されたわ
けです。

○説明員(国宗正義君) その通りでござ
います。

○河野謙三君 あなたの立場で必
要とされたその点をあげて説明してく
ださい。

○説明員(国宗正義君) 先ほども申し
ましたように、河川法十九條同附屬法
令に基きまして砂利採取の許可自身は

いたせるのはいたせるのでございま
すが、いたします場合の考慮は要求され
る判断が河川管理者におきましては、
この法案で考えられる程度の砂利採取
業の健全なる発展を考慮し、その他い
ろいろな考慮まで要求されないわけ
でございます。従いましてさような考慮
を、そして、かような砂利採取業の
発展を考えた法案につきましては、
建設資材の品質の向上にも結局は
なりまして、さらにさようにいたしま
すことが、河川管理者が許可いたしま
す場合にも、その基準等につきまして
は河川管理といふことをまず第一に考
えるわけでございまして、この法案の
第三條等にもうたつてございまして、ま
た十一條にもうたつてあるわけであり
ますが、河川管理上支障がない範囲に
おきましてはこれに要求せられること
を考へることは非常に妥当であらう、
かように考へるから賛成いたしたわけ
であります。

○河野謙三君 全体の建設省とすれば
いろいろあるでしょうけれども、あな
たの担当の河川管理の面からいって、
この法案があつた方が現状よりもさら
に改善される、こういうことを言える
のですか。

○説明員(国宗正義君) 河川管理上か
らも考えられないことはございませ
ん。従つて考えられるわけございま
すが、それよりもこの法案の要求して
おられる趣旨からして、非常に向上す
る結果になるとかように考へており
ます。

○河野謙三君 私はそういう広範囲な
ことは伺つていない。あなたが担当の
河川管理上、今までよりもこの法案が
通過した方がいいとおっしゃるのだか

ら、具体的にたとえばどういふ点がよ
くなりますか。

○説明員(国宗正義君) 具体的に少し
くよくなるということではございま
すが、河川法におきましては御承知のよ
うに、洪水を防御したり、公害を除去
すると同時に、工事を増進するの河
川法の大きな目的にいたしてござい
ます。ただし、今この法律で規定しよ
うとしておられる内容等につきまして
は、必ずしもわれわれの方でするより
は、通商産業省の系統において砂利採
取業の育成、さような措置からされる
ことが、先ほども申しましたように、
この建設の資材の品質の向上に資す
る、さような意味で改正されるのでは
ないかと考えます。

○河野謙三君 その建設の資材の品質
の向上等に大いに裨益する、これは私
はこの法案の大きな目的だと思ふので
すが、それ以外にあなたの河川管理の
立場から、この法案が通つた方が、現
状よりさらに河川管理がよりベターに
なるということがあるのですか。

○説明員(国宗正義君) その河川管理
といふことがまず優先いたしておりま
すから、その意味におきましては何ら
影響を受けません。よくもならなければ
悪くもならないといふことは言えるだ
ろうと思ひます。しかし河川管理上最
小限度に要求せられておりますものを
はみ出す分の判断は、それはまた河川
管理者である府県知事がいたすのであ
ります。これはかようなことに基準
が与えられる、かような意味では改良
であらうと考へられるのであります。

○河野謙三君 大した効果はないと思
うが、今より悪くはならないというこ
とははっきり言えるのです。それは

いいです。

もう一つ、提案者では無理だな、吉岡さんに伺いますが、現在の砂利採取業者というのはどのくらいございませうか、機械掘りをやっている人は幾ら、手掘りをやっている人は幾らというよう

な調査はありますか。同時にそれらを合せて、年間能力はどのくらいになつておりますか。

○説明員(吉岡千代三君) 全体の業者数は約三千でございます。

○河野謙三君 両方合せて、機械掘りと分れておりませんか。

○説明員(吉岡千代三君) 機械掘りは約そのうち五百と考えております。設備の面から申しまして、機械船と採取機とを合せて、大体五百程度であらうかと思ひます。ほとんど平均いたしますと、資本金額におきましては十万円程度のもので、労働者数から申しますと、大体十人そこそこというのがほとんど全部に近い状態でござい

ます。

○河野謙三君 これらの、機械掘りが五百、手掘りの業者が二千五百と、その合せて年間の能力はどのくらいあるのです、採取能力。

○説明員(吉岡千代三君) 大体現状におきましては、七千ワットの生産をしておりまして、現在の設備なり能力から申しますと、大体フルに近いような操業をしておる、こういうふう

に考へております。

○説明員(吉岡千代三君) 最近の、二十九年度の実績が七千ワットというところを申し上げたわけでござい

ます。

○河野謙三君 きのう九千ワットとかおっしゃったのは……

○説明員(吉岡千代三君) 大体御承知のようにセメント一に對しまして砂二、砂利四と、あるいは砂三、砂利六というふうなのが混合の割合でございまして、大体従来の推移で申しますと、セメントの消費量が對しまして、大体七倍見当の消費量がされてお

りまして、セメントの消費量が最近大体一万ワットでございまして、それからい

まして、砂利の消費量は大体七千ワットという現状でござい

ます。

○河野謙三君 そうすると大体能力と需要量というものは現在マッチして

いるということですね、そういうこと

言えますか。

○説明員(吉岡千代三君) 季節的に需

要期と不要期とで、これは価格の面

から申しまして、毎年一割前後の上

下がございまして、労働者と申しま

しても、これは常用の者ばかりでもな

いかと思ひますので、大体需給関係

から見まして、まず、何と申しますか、

売れそうに現実に現実に生

産しておる、こういう現状ではないかと思ひます。

○河野謙三君 私は先ほど、三千の業

者の年間のフルに稼働した場合の生産

能力は幾らと言つて、七千ワットと、

こういうことでした。昨年の需要量

が七千ワットということですから、そ

うするとフルに動いて、そしてようや

く需要量を満たしておるということに

なるのではないですか。

○説明員(吉岡千代三君) 先ほど申し

ましたように、零細業者のことでござ

いますので、全部が年間を通じて

經常的に同じ程度操業しておるかどう

かというふうな点は、多少上下がある

かと思ひます。まあ需要がふえた場合

にどうなるかということになります

と、これはさらに臨時工等を使いま

して、需要に應じていく、こういうよう

な形になるのではないかと思ひまし

て、まあ近代工業のような形ではござ

いませんで、的確な意味の能力とい

うことは、なかなか判断がむずかしい

かと思ひますが、大体需要量に應じた

程度を生産をやつておる、こういう形

ではないかと思ひます。

○河野謙三君 私がこれをお尋ねして

いる趣旨は、私は実は自分の勘では、

需要量に對して能力が非常に余つてお

るのではないか、こういう私は実は勘

で結論を出しておるのです。そういうふ

うに非常に供給力が完全な現状におい

て、この法案を通して、非常に大企業

に集中的な結果が当然生れてきます。

そうしなければ砂利は安くならんか

ら、それに私は反對しない。ただ副

産物として中小企業というものはど

うなるかという点を心配しておるので

す。そこでこの際は少し政府の方で数

字を整理して、今の三千の業者の正確

な稼働率を出してもらいたいと思つて

います。どうも私はそろばんをやつてい

る間がありませんけれども、この機械

業者、これは一体機械を平均幾つ持っ

ておるかかわかりませんけれども、その

三千の中で五百が機械掘りで、二千五

百が手掘りだと言われている。この五

百の中で一体機械が何台あつて、何台

の台数があれば、機械の能力でいろいろ

の進んでいようけれども、きのうのお

話しては機械掘りは一日六百トン、こ

の歩どまりが幾らとおっしゃいまし

た。そういうものから計算して、一応

能力は出るでしょう。機械は登録して

あるでしょうから、そういうもので供

給量を出していただいて、それに対し

て需要量を出して、セメントも今の点

から出して出てくるのだから、それで現

状は需給関係はどうなつておるかとい

うことを数字を整理してお示し願うこ

とはできませんか。

○説明員(吉岡千代三君) できるだけ

整理いたしまして、御説明申し上げた

いと思ひます。

○河野謙三君 もし、今直ちにできれ

ば、もう会期も幾らもなく、審議がそ

うそうおくれでも困るでしょうから、

直ちに説明していただいてもいいので

すが、ただただ……それで

は、その資料は今直ちにないようであ

りますから、明日にでも資料をちょう

だいして、もう一度伺いたいと思ひ

ます。

○委員長(三輪貞治君) きよう取り計

らいします。

○西田隆男君 この法案を讀んでみま

すと、企業の健全経営という言葉が大

へん使つてあるようですが、今、砂利

採取業者の数と總数量とが出たよう

ですが、現在の砂利採取業者の経営の

状態は健全なんでしょうか、不健全な

んですか、これはおわかりになつてい

ますか。

○衆議院議員(首藤新八君) この立法

をいたさなければならぬほど、もろも

ろの好ましくない競争が行われて、そ

うして一部の業者は利潤を得ておる

と思ひますが、零細企業者はおおむね

経営に困難をきたしておる。従つてこ

の

の採取業者で経営の実態の不健全なものはつぶれてもやむを得ない、健全なものだけが残るのだと、こういうことがねらいではないと思うのですが、その点はもういふうにお考えになつておられますか。

○衆議院議員(首藤新八君) この立法の内容をごらん願えれば、御理解願えると思いますが、要するに、経営状態というものを考慮せずして、いたずらに運動にとらわれて、そうして不当な許可をしておるといふ事例が相当多いのであります。よつてこの際一つの許可の基準をこしらえて、そうしてそういう弊害を除く、そういう弊害を除くことによつて、業者の経営が落ちついていくであろう、いわゆる経営が健全化するであろうというねらいでありまして、できるならば、今日までそういう点で経営が困難であつたものが、この立法をすることによつて、おのずから採算がとれるような状態になるであろう、そうしてそうすることによつて、次の段階では、なるべくいいものを安くといふところまで推進したいといふ、こういう考えでございます。

○西田隆男君 あなたのおっしゃるようなことになれば、これは砂利採取のあれは一年から六月と、こうなつておりますので、新しく出願する場合において当然ふりにかけて、お前の経営はもと悪かつたから許可しないといふことで、結果的に見れば整理をされるという段階が生じてなければ、砂利採取業者の全般の経営の健全化ははかれぬわけですね。だからこの法律案の内容を実施するとすれば、当然現在の砂利採取業者のあるものは整理をされる、ふるいにかけられる、そうして

その後の許可するものは健全経営というのに重点を置いて許可をしていく、こういう二つのねらいが法案の第一条では考えられると思うのです。そうすると主として整理を受けるものは、これは阿具根君も河野君も言つておたうですが、いわゆる機械を使つてない、手で採掘しておる、あなたのおっしゃるきわめて弱い企業だけがその整理の対象になるといふうにしか考えられないですが、それはどうなるのですか。

○衆議院議員(首藤新八君) ごもつともな御意見でございますが、今日までの事例から言いますと、機械掘りをする場所は相当広大な場所でないければ採算がとれませんから、初めから広大な場所を選定されております。ところが、手掘りの方は必ずしもそういう広大な場所でなくてもいいのであります。いわゆる機械掘りでは採算はとれない、ただし手掘りならば採算はとれるという箇所、そういう箇所は広大な場所よりもはるかにたくさんありますから、そういうところには従来通りやはり手掘り業者をして稼働せしめるということにいたしますから、お説のような零細業者の整理ということとは立法の精神にはいたしておりません。ただし、この立法の精神に反するようなおもしろからぬ稼働をいたしますならば、当然それは次の許可に支障をきたすようなことはあります。従つて、その点は業者といはしまして、自戒自勵いたして、いやしくも立法の精神に反するような行為は慎しまなければならぬと思うのであります。そうして、それがためには、協同組合をできるだけすみやかに結成させまして、

そうして協同の力によつて漸次業界が経営の安定と向上を進めようとするような措置を講じたいという考え方に立つておるわけでありまして。

○西田隆男君 あなたの御説明はわからぬじやないですが、これは局長に聞きたいのですが、こういう法案を出しになる。これは今国会初めてじやない。前から出ておつたんですが、砂利採取業者を機械採掘、手掘り採掘等に分けて、大体の経営の内容がどうなつておるかという調査をなすつたことがありませんか。

○説明員(吉岡千代三君) 具体的に精密な調査はいたしておりませんが、非常に多数の小規模業者がこの仕事をやっておりますので、その価格等の点では、これは地域的にも、御承知のように、輸送費を非常に食う仕事でございますので、おそらく生産費の限界点に近い形において実際の仕事をやっております。ただ先ほど提案者から申されましたように、現在むしろ採取を許可されしております河川が約六百四十ございまして、このうちで、比較的大規模な採取を行つて得る河川は大体六十ぐらいであり、それ以上は自然条件等からいって、おのずから大規模の採取をするといふことには相当の限界がある。ただ、全体として考えまして、仕事の重要性と比較して、採取業全体が非常におくれておるといふことは事実であると思ひます。そこで、それに対する方策をいたしましては、もちろん高効率の機械掘りのできますような所は、今後といえども、こういうことを奨励すべきであります。零細業者にいたしまして、昨日もちよと申し上げた

んであります。協同組合等結成いたさせまして、組合によつてたとえば水洗の設備を設置するとか、そういうことになりまして、数量は同じでありましても、非常に品質の高い製品が得られる。また従来採掘量の大体半分を占めておりまして、捨てておりました廃石等につきましても、これを採石原料として粉砕する設備を設置いたしますと、従来資源的にはほとんど枯渇しておつたと考えられますような近距離の河川につきましても、なお今後事業の対象となり得る。そういうことになりまして、結局輸送距離の短縮でありますとか、製品の品質の向上といふことから生産のコストも低下することができるとはなからうか、従いまして大規模のものの中規模のものそれぞれ対策は、これはそれぞれ考えていかねければならぬと思ひますが、そういうふうな形をとつて指導すれば、今後相当に品質の向上なり、コストの低下といふことは期待できるのではないかと、こう考えておる次第でございます。

○西田隆男君 他産業の利益を云々といふことになつてくると、何か砂利採取業と相対的な関係、対立関係にある事業をすぐ連想するのですが、そういう意味ではないのですか、これは。

○説明員(吉岡千代三君) 特別に対立するといふことは考えておりません。事業をやるにつれてこういう点に注意せよといふ趣旨の規定でございます。

○西田隆男君 その次は、これも阿具根君がお尋ねしておつたのですが、第十一條の「砂利採取業の経営を考慮してこれをなす」と、こういうことに書いてある。これと第一條の「事業の健全な経営の基礎を確立する」といふこと、それから第十四條の第一項の末端の方にあるように、「その採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる」と、この検査の内容、この三つの関連性は、これは関連があると思ひますがね。なお特にこの前の説明を首藤君から聞いたのですが、もし、この業務の状況もしくは帳簿等々を検査をして、その砂利採取の事業上の採算のバランスがとれてな

○西田隆男君 それから第一條の、砂利の採取と河川の保全等との調整と公共の福祉の増進というようにこれは書いてあるのと、他産業の利益を損じないようにといふのは意味が違ふと思ひますが、同じ意味なんですか。

○説明員(吉岡千代三君) 第一條は、一般的にこの法律の目的を書いておるわけでございます。第三條は、砂利採取業者に対する一種の訓示的の規定でございます。それをやや具体的にそこに表現しておるつもりでございます。

かったという結果が起きた場合は、その認可を取り消しますか、あるいは企業の経営の面に何らかの措置を命ずるということをお考えになっておりますか。

○説明員(吉岡千代三君) この十四条の監督権限は、砂利採取業に命令をしております河川の保全とか、公共施設の保全というような点を主眼にしておりますので、直接経理の内容によって許可を取り消すというようなことは予想しておらないわけでございます。

○西田隆男君 それは「業務の状況に関する報告を徴し」とやっておりますね。これを受けて業務の状況を帳簿で見るとするのは、具体的に言ったらどういふことになるのですか。砂利の採取高が幾らで、人夫賃を幾ら払ってこれをどうどこへ運搬して幾らで売ったというのを帳簿を見たって、砂利の採取の業務の状況という、採取状況はわからぬわけだと思ふのですけれども、それが現地を見て、どこから何ばい、どこから何ばい取るといふことは書いてないでしよう。全採取の経費、収入等との、管理事務所に当然備えつけなければならぬという意味合いのものだと思ふのですが、そうじゃなくて、砂利採取の実際の状態だけを検査する、こういう意味ですか。

○説明員(吉岡千代三君) 大体そういう趣旨でございます。

○西田隆男君 そうすれば、第一条の目的、それから第十一条の、さつき言いました採取業の経営を考慮云々というところは、何によってお知りになるのですか、ただ概念的にそういうことを条文に書いておられるだけです。

○説明員(吉岡千代三君) この法律の

第一条に基本的な考え方を掲げておるわけでございますが、この健全な経営とか、経営を考慮するとかいふことは、先ほど提案者からお述べになりましたように、この現在の河川法にございます、砂利採取許可に際しまして、期間の点とか、区域の点等につきまして、砂利採取業が健全に発達し得るような点を考えてなるべく許可を行なつていくと、こういう考え方をとおるわけであります。同時に採取業者に対しましては、河川の保全等にも、採取管理者の選任等の点で義務を課しまして、そういう形において、河川の管理、その他公益の保全に十分注意をしながら、一方行政庁におきまして、砂利採取業が、事業として安定した経営のできるようにと、こういう許可方針をとる、そのことが結局において砂利の品質の向上なり、生産費の低下にもなり、また河川の保全の上からも好ましい、そういう形において経営が行われるということが砂利採取業の健全な経営である、私どもはこういうふううに了解しているわけでござい

ます。

○西田隆男君 あなたの言っておられるようなことをするために、経営の実態のわかる帳簿を検査しなければ、健全な経営をやっておるかどうかわからんのです。それをただ概念的にあなた一人がおきめになつても、実際の問題は、帳簿を見なければ、健全であるかどうかといふことはわからぬのです。その帳簿を調べなければならぬはずですが、調べた結果によって、どういふところは許可を取り消し、あるいはどういふところは許可をしてもよろしい、どういふところは許可をしないならんという結論が初めて得られると思ふのですが、ただ場所や、面積や、採石の量だけで、私は健全な経営であるかどうかといふことは、結論は生れないと思ふ。

○説明員(川田博通君) ただいまの吉岡局長からの答弁、補足して申し上げますが、この法律の十四条の報告徴収及び立入検査につきましては、「この法律の施行に必要な限度において」といふことになっておりまして、「この法律の施行に必要な限度において」といふのは、具体的にどんな事態かと申しますと、本法の第十九条に、通産局長は、「河川等以外の土地において」と云々と、「必要な措置を採るべきことを命ずることができ」といふ旨の規定がございまして、第十条において、「砂利採取業を行う土地の区域と鉱区とが重複するときは、砂利採取業者又は鉱業権者は、事業の実施について、鉱業権者又は砂利採取業者に對し協議することができ」といふ規定がございまして、第二項におきましてはその手続を定めてござい

ますが、そういう事案が発生した場合に、こういう第九条の命令を出します場合とか、あるいはこういう協議を行います場合の前提といたしまして、その実態を一応確認するといふ意味において必要だと思われるんです。

○西田隆男君 そうしますと第一条の法律の目的である河川の保全と公共の福祉の増進といふことを踏かれています。ようだが、最初に書いてある砂利の採取事業の健全な経営の基礎を確立するといふことにちつとも関係なしに、帳簿の調査をしたり干渉したりするといふことになるわけだが、これの一番大

きな目的は、首藤さんどうです、提案者の御意見とお役人さんの御意見とだいたい食い違ひがあるようだが……。

○衆議院議員(首藤新八君) 実は委員の御質問もつともでありまして、しかしながら帳簿を調査して、これは赤字になつてゐるから何とかしなければならぬだろうといふところまでしなすところ、これは大へんな弊害が生じてくると思ふのであります。たとえば当然採算がとれてゐるにもかかわらず帳簿をこまかく、いわゆる砂利採取を少く書き込むとかあるいは販売値段を安くするとかいふようなことをいたしまして、帳簿を見たことによつて営業の結果を云々するといふことは、かえつて利益よりも弊害の方が多くなり、せぬかといふことをおそれますから、この問題は経営の健全化とはあまり関係はないといふふうに御了解を願ひたいと思ひます。

○西田隆男君 経営の健全化と関係ないなら、第一条の書き出しのこういうことはお省きになつたらどうです。

○衆議院議員(首藤新八君) ところが第一条の経営の健全化は、先ほど来申し上げております通りに、従来立法措置がなかつたから全く野放しだった。そこで重複の許可をしたり、あるいは採算のとれないところに許可をいたしたり、あるいは隣に許可をいたしたり、そのような好ましくない行政がたふさん行われております事例がありまして、それでせつかく採算がとれると考へてやつたことが反対の結果になりますから、さような弊害を除くこと、そして健全な営業を遂行するといふことでありますから、その点を御了解願ひたいと思ひます。

○西田隆男君 健全な経営をしておるかしておらないかという実体がわからないうで、何で判断するんですか。そこで経営云々の問題がこんがらかつてくるんですよ。

○衆議院議員(首藤新八君) 健全な経営が行われてゐるのかいはいかは、これはほんとに正確なデータは申し上げませんが、大体業者の一般的な経済状態を見ますれば、それが赤字の経営をしてゐるか、あるいは赤字の経営をしてゐるかといふことは推察できるのじゃないか。現在の業界は確かにそういう不採算の面も相当たくさんあるように思ひますので、それらの根拠を一掃したい、こういうふうには考へております。

○西田隆男君 むしろ、私は首藤さんのおっしゃることも、局長連中のおっしゃることもわからぬではありませんが、こういう法律をお作りになるなら、許可基準が問題になつてゐるんです。許可基準に對する詳細な規定をおきめることになる方がいふんであつて、こういう概念的なことで条文をずらつと書き並べて、許可するときと同じ人が許可にならないといふことと同じ結果になり、法律をせつかく作つても何にもならぬといふことになる。今の段階にあつても首藤さんがおっしゃつたように、重複したり、あるいは近いところに許可したりするのは、これを許可する人の考え方の間違ひでやつてゐるんだ。それは考え方を變えれば是正できるはずのものだ。それを法律で縛るといふことになれば、これは許可基準といふものをとつと詳細に、明確に具体的に記載して、これ以外は許可し

ぢやならないということと健全経営の見地から固く考へてやつて、そして許可基準を具体的にきめてやるということにならなきや結果としては同じ結果になるんじやないですか。

○衆議院議員(首藤新八君) そこで先ほども申し上げましたが、十一條の運営に當りましては、大体許可基準を通過省、建設省の間で合議の上一應の標準案ができておるわけでありまして、従つてこれを地方の府県に徹底周知せしめまして、そしてこれを許可の基準にいたしまして実施いたしまするならば、今日までのものもろの弊害を除去し得るであらうと、こういう考え方であります。そしてそれならば基準だけでいいじやないか、わざわざ立法する必要はないじやないかという御意見のようであります。何かやはり法的根拠がないと、こういう基準を作られても、實際問題として困難でありますから、この砂利法案によつて、第一何条によつてこういう基準を作るのだというこの方が、法的根拠を持つという点でその命令が徹底いたしまするし、また實際実行する場合においても、それによつてこそ初めて万全な施行が得ますから、やはり立法は必要だということになると考へておるのではありません。

○西田隆男君 私は立法が必要でないと言つたのじやないのです。立法する場合とは、法律として、省令とか何とかでなくて、法律として具体的に規定することの方がよくないか。そうすれば健全経営とか何とかという言葉を使わないうでいい。健全経営という言葉を使えば、むしろ砂利採取管理法案である。従つて固く成り立たないやつはめ

んどをみてやるという点までいかなければ、この法律のねらいは達成できないということになるわけですね。ただ概念的にお考へになつて、概念的な条文が書かれておるだけで、實際は何もないのだ、からっぽなんだということにどうもなりそうなきがするのですね。おねしなわけですね。そういうふうな観点で条文をお書きになつた方がいいんじゃないかと思つたのですが。

○河野謙三君 これは首藤さんが提案しただけであつて、砂利の事情をよく知つておられるのだな。採取の許可をめぐつていなかのボスが、さつき知事さんや県會議員さんやいろいろあげられたけれども、町村長に至るまであるわけだ、いわゆる権利者であつて實際は仕事をしないというのが。先ほども私が資料を要求しましたね。砂利採取業者というものはそれらの人も入つておるわけだ。そこでいわゆる眼り口銭を取つてゐる。要するに首藤さんの指摘される、提案者の指摘される好ましからざる業者というものは、さつき言われた三千の中にとれくらゐあるかという資料ありますか。それがあればさつきするのだ。あなたの言われたことは僕もいなかでわかるのだ。わかるけれども数字をもつて示されないから、あなただけは知つておられても、われわれはわからないのだ。それはできますか、どうです局長。建設省にはありませんか、そういうものは。

○説明員(国宗正義君) そういう資料は整備いたしておりません。

○河野謙三君 通産省の方ありませんか。

○説明員(吉岡千代三君) ただいま御指摘の形のようなものを具体的に数字的に出すということは非常に困難かと思ひます。

○河野謙三君 これが不正の業者だ、これが正しい業者だというその線の引き方はむづかしいでしょう。しかし大体二割ちよつとであるとか三割ちよつとであるとかいうぐらゐの線は引けるでしょう。そういうものは出ませんか。

○説明員(吉岡千代三君) ちよつと現状におきましては困難ではないかと思ひます。

○河野謙三君 そうすると首藤さん、あなたの言われることは僕もよくわかるのだけれども、やはり法案を出す以上は、資料として特に今私が要求したような資料は非常に必要な資料だと思ふのだ。これこれだからいけな

いのだ、これこれだからこの法案が必要だ、こういうことにならなければならぬわけなんだ。何か資料でなくて、私は一歩も二歩も百歩も譲歩して、大体どのくらい提案者はそれに該当する者があるようにあなたは感じをされておられますか。勘どころでいいのだ。

○衆議院議員(首藤新八君) これはこういう立法がありますれば、こういう行為をした者は違反行為だからすぐにそのデータがはつきりすると思ひます。今日までは無政府状態だから、どういふことをされてもやむを得ないといふことで看過されておられますから、悪いとはわかりながらも、だれもこれを摘発するわけにもいかぬし、本人もまた平気でこれをやつておるから、ここで正確なデータをとつてみたといふところがなかなか困難だと思ひます。が、私も砂利業者のうちに大体何割そ

ういふ人があるかといふことは全然知らぬわけ、お答えすることはちよつと困難だと思ひます。

○河野謙三君 それならば砂利の組合なり何かあるから、そういうところからそれらの専門家の中で大体それに該当するのはどのくらいあるという資料は取れそうなのですか、取れませんか。

○説明員(吉岡千代三君) ただいまお尋ねの御趣旨に沿うかどうかあれでございますが、砂利の採取について従来問題を生じた実例を各地の業者約五百につぎまして調査いたしました結果がございします。それで全体の業者が約五千ございしますから一割の調査でございますが、その内容を申し上げます。重複の許可による紛争が九件、それから近接地に許可したことによる紛争が四件、それから地元との間に紛争を生じたものが二十五件、その他が五件となつております。それから採取期間の更新について問題が起きた例が七件、そのほか運搬用の施設等について問題の生じた例が十一件、その他が十三件ということになっております。五、五百業者の調査によりましても従来ある程度の紛争を生じておる。これらの点は今回の法案におきまして相当解決し得る見込みではないかと思ひます。

○河野謙三君 それは非常によい資料ですけれども、今私がお尋ねしておる、提案者にも不正業者の数はわからない、通産省にもその調査はない、砂利の組合から何かそういうものを参考資料として取り寄せられますか。もっとも、業者の方にここで聞くわけにもいかぬだろうが、明日でもいいか

ら砂利の業者ならば、砂利の業者はこの法案についてはぜひ一つ頼むと言つておられるのは事実だから、その業者の人が、業界の事情はそういうふうな顔の業者がいて困るのだ、だから健全化してもらいたいという要求をしておるので、それから、こういうことは業者に聞けばわかるでしょう。

○衆議院議員(首藤新八君) 御希望に沿うような結果が得られるかどうかはわかりませんが、とにかく一応組合その他について調査いたしまして、その結果を明日お答えすることにいたします。

○河野謙三君 もう一つ、昨日私は通産省の方にこれは非常にむづかしい質問じやあるが、ちよつと希望を述べたが、この法案の目的とすること、は砂利業者の健全化もつたてであり、常に関心を持つてゐるのは、ことに低廉の良質な砂利が得られるように将来なるのだということなんです。そこでこの法案の通過後において努力目標として二年なり三年後においては、一体輸送距離が幾ら短縮されて砂利が幾ら安くなるという一つの努力目標がござい、こういうものの机上プランはございせんか。

○説明員(吉岡千代三君) 実は明日この委員会があるというつもりで準備しておりましたが、きようは間に合いません。

○西田隆男君 今の紛争事件はあまり少な過ぎるやうですね。主として答弁された重複の云々というのは九件かそれらしいかない、五百のうち。これは取締りの対象になつてゐるやうなものは事故数が少ないじやないのですか。

願つておきます。

○委員長(三輪貞治君) この際お諮りいたします。本日この法案に対する質疑はこの程度で終了して、残余は次

回に譲りたいと思いますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(三輪真治君) 御異議ないと認めます。提案者にお願いいいたします。先ほどお聞きのように、河野君から要求のございました業者の稼働力の調査並びに阿具根君のたゞいまの要求の資料等を一つ明日お出しを願いたいと存じます。

本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後三時四十五分散会

十二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、北海道室蘭市に外国原油精製工場設置の請願(第一四二号)

一、沖縄貿易振興対策に関する請願(第一六〇号)

一、北海道室蘭市の地下資源調査に関する請願(第二二二号)

一、北海道中頓別町の地下資源開発等に関する請願(第二二三号)

一、公営電気事業の復元に關する請願(第二九五号)

一、北海道の天然ガス開発促進等に関する請願(第三二二号)

一、木造船の中共向け輸出禁止解除に関する請願(第三五〇号)

一、中小企業の輸出貿易奨励等に関する請願(第三七三三号)

第一四二号 昭和三十年十一月二十九日受理

北海道室蘭市に外国原油精製工場設置の請願
請願者 北海道室蘭市長 熊谷 綾雄外一名

紹介議員 木下 源吾君
わが国の石油需要量は、石油製品統制撤廃後、年と共に急激に増加の一途をたどり、これに應じ原油輸入量も相対的に増加しつつある。しかし北海道における石油需要量も、年間四十一万キロリットルを超える実情にあるが、現在東日本には輸入原油の精製工場がないため北海道、東北地方において消費される石油は、遠く関東以西から移入を余儀なくされ、この長距離輸送による運賃割高が、京浜地区との間に、石油価格にはなほだしい価格差を生じ、道民は経済的にじん大な損失を受けているから、北海道室蘭市に外国原油精製工場を設置せられたいとの請願。

第一六〇号 昭和三十年十一月二十九日受理
沖縄貿易振興対策に関する請願
請願者 鹿兒島県議會議長 田中茂雄

紹介議員 西郷吉之助君
従来、奄美群島と沖繩との貿易は、生牛、豚を始め木材、竹材、大島つむぎ等を移出し、日用品、たみ表、かつお節等を移入していたのであるが、昭和二十八年日本へ復帰後は、従来の琉球との貿易は外国貿易と變り、これに伴い渡航、送金等に各種の制約をうけ、貿易の円滑を阻害されている現状にあるから、郵便為替送金による貿易決済の途を開くと共に事前送金制度のわくを最低千ドルまで拡大せられたいとの請願。

第二二二号 昭和三十年十二月五日受理

北海道室蘭市の地下資源調査に関する請願
請願者 北海道室蘭市長 熊谷 綾雄外一名

紹介議員 木下 源吾君
古くから日高山脈は地下資源の宝庫といわれており、広尾町においてもその重要性にかんがみ、早くから地下資源の開発に努力してきたが、種々の情勢から計画は意のままにならないが昭和二十八年年度から本格的運動を展開し、昭和二十九年年度には日高山脈中、未開発地区としてはもつとも有望視されていた室蘭市の図幅調査を実施した結果、磁鉄鉱、ニッケル等を多量にもつ地下資源の宝庫であることが立証されたから、室蘭市の拡大調査について特段の措置を講ぜられたい。なお、隣接地区の音津、大丸山南嶺区についても本格的開発を実施せられたいとの請願。

第二六三三号 昭和三十年十二月五日受理
北海道中頓別町の地下資源開発等に関する請願
請願者 北海道枝幸郡中頓別町長 長 野村清美外一名

紹介議員 木下 源吾君
北海道中頓別町の地下資源は豊富であり、水銀、石炭、天然ガス層等は未開発のまま地下に眠っている現状であるが、これら国内産業にとって重要な資源をこのまま放置することは、はなはだ遺憾であるから、国費によつて一日も早く開発せられたい。なお、頓別川治水工事、浜頓別、音威子府線道路の改良工事、中頓別、小頓別間地方開発道路の新設、上頓別、小頓別地区

第三二二号 昭和三十年十二月五日受理

北海道の天然ガス開発促進等に関する請願
請願者 北海道天塩郡豊富村長 相馬惣三郎外二名

の国営土地改良事業及び中頓別簡易裁判所庁舎の新築工事等についても特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第二九五号 昭和三十年十二月五日受理
公営電気事業の復元に關する請願
請願者 宮崎県議會議長 藤井 満義

紹介議員 竹下 豊次君
深刻なる連年の災害を防止し、天与の水資源を開発して産業の振興と住民の福祉増進を図る目的をもつて苦心經營された県下の公営電気事業は宮崎川、石河内第二発電所、都城市営及び南那珂郡配電事業が戦時立法によつて強制収用されたことは当時の情勢上やむを得なかつたとしても、講和締結と共に当然公営電気事業の復元等に関する立法措置が採られなかつたことはまことに遺憾であるから、すみやかにこれが実現を期せられたいとの請願。

第三五〇号 昭和三十年十二月六日受理

木造船の中共向け輸出禁止解除に関する請願
請願者 長崎市外浦町長崎県庁内 森田三重外二名

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野 繁雄君
長崎県の木造船工業は、業者の数大小合せて百有余、年間二万トンの製造能力を有し、技術の優秀なる点について、戦後はコムの輸出禁止品目に加えられたため、戦前のように中国、ソ連その他の極東諸国に對して輸出できず、やむを得ず国内需要にのみ依存することとなり、機帆船輸送の低調と水産業の不振は直ちに木造船工業に悪影響をもたらし、現在ではわずかに現有能力の三十パーセント程度の操業率しか確保できず、業界の不況は全く想像以上に深刻な実情であるから、中共訪問日本東亞代表団が対中共貿易の仮契約(総額一千二百萬ポンド、木造船五十隻をふくむ)をしたと聞く、この機会にすみやかに木造船をコムの輸出品目から解除せられるよう適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第三七三三号 昭和三十年十二月六日受理

中小企業の輸出貿易奨励等に関する請願

請願者 岐阜市議會議長 早川

光治郎

紹介議員 田中 啓一君 古池

信三君 齋藤 昇

君

輸出産業の根幹をなしている中小企業においては、積極的に海外への進出を企図しているが、ばく大な自己負担を要するためにまだ遅々としてその実現不能のやむなき状態に追いやられていることは国家にとつて大きな損失であるから、中小企業の輸出貿易に対しては積極的に奨励策を講ぜられると共に、国が認める外国の販路開拓費に對しては大幅な国庫補助の制度を確立して中小企業の育成を図りたいとの請願。